

一般社団法人福井県トラック協会長 殿

福井運輸支局長

申請・届出の電子化の推進について（依頼）

平素より国土交通行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、福井運輸支局におきましては、運送事業者の皆様のご利便性及び生産性向上（窓口来訪による負担の軽減等）並びに当支局内の業務効率化を図るため、申請・届出手続の電子化の一層の促進を図ることといたしました。

つきましては、下記の通り、貨物自動車運送事業法体系、道路運送車両法体系等の申請・届出文書について、可能な限り、電子的な作成及び提出を推奨いたします。

本取組については、当分の間、当支局管内で試行的に行うこととしております。なお、現在、政府内において、様々な行政手続について、オンラインでの申請等を可能とするための検討が行われており、下記に掲げた申請・届出方法についても、今後、方法の変更があり得ることをご承知おきいただければ幸甚です。

記

1. 施策目的

現在、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法等や下位法令に基づく申請・届出に際し、文書を作成・印刷の上、窓口を持参している事業者も少なくないところ、電子ファイルによる文書作成や電子メールによる提出を促進することで、事業者内における文書作成や庁舎への来訪（文書補正が必要な場合の再度の来訪を含む）に要する負担を軽減するものです。

※多くの手続きについては、従前通り、申請・届出書類を書面にて提出頂くことも可能です。

2. 具体的方法

電子での申請・届出を希望される場合には、電子メールにて、以下の受付用メールアドレスに申請・届出書類に係る電子ファイルを送信願います。文書作成に必要な電子ファイル様式については、福井運輸支局 web ページ中の「様式集」に掲載の様式も適宜ご活用ください。

(1) 当支局輸送・監査担当あて [cbt-fukui-yuso-truck@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-yuso-truck@ki.mlit.go.jp)

(2) 当支局検査整備保安担当あて [cbt-fukui-hoan-truck@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-hoan-truck@ki.mlit.go.jp)

ただし、例えば、登記事項証明書、住民票の写しなど、本通の提出が必要な手続については、別途、当該本通を窓口に持参又は郵送にて提出願います。

また、電子メールの件名については、対象となる手続名や運送事業者名が明確に分かるようにするとともに、事前相談、正式な申請、文書に不備があった場合の補正後の再提出などを区別して頂くようお願いいたします。

(メールの件名の例)

【事前相談】運送約款の変更認可申請 (〇〇運輸)

【本申請】運行管理者選任の届出 (△△貨物)

【再提出】自動車事故報告 (〇〇運送)

電子メールを送信された場合に、当方から確認のためにお電話等をする場合があることをご承知おきください。

また、1週間以内に何も応答がない場合は、電子メールの送受信が適切にされていない可能性もあるため、必ずお電話にてお問合せください。

### 3. 対象とする手続の例

※以下は一例を示すものであり、これ以外の手続についても、可能な限り電子化を推進することとしております。なお、研修申込みについては、別途方法を指定しています。

#### (1) 輸送・監査担当関係

【貨物自動車運送事業法関係】

- ・事業計画の変更の認可申請・届出
- ・運送約款の(変更)認可申請
- ・役員の変更の届出

#### (2) 検査整備保安担当関係

【貨物自動車運送事業法関係】

- ・運行管理者・整備管理者の選任・解任の届出
- ・IT点呼の実施・変更・終了に係る報告
- ・遠隔点呼の実施・変更・終了に係る届出
- ・自動車事故報告書の届出

【道路運送車両法関係】

- ・整備管理者選任前研修修了証明書の再交付申請

※郵送ではなく窓口受取りの場合に限り、電子で受付可

#### 4. 本事務連絡の対象としない手続の例

##### (1) 整備管理者選任前・選任後研修の申込み

令和5年度より、福井運輸支局管内においては、以下の電子メールアドレスあての申込みをお願いしておりますので、引き続き当該方法にて申込み願います。

選任前： [cbt-fukui-seikanmae@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-seikanmae@ki.mlit.go.jp)

選任後： [cbt-fukui-seikanato@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-seikanato@ki.mlit.go.jp)

##### (2) 運行管理者資格者証の交付・再交付申請

交付申請には試験結果通知書の本通の貼付が必要であるほか、両申請には収入印紙の貼付を要するため、従来通り紙媒体による手続きをお願いします。

#### 5. その他

電子メールによる申請・届出が可能かどうか確認したい場合や、web ページ中の「様式集」に掲載がない様式をご希望の場合には、以下のお問合せ先（申請・届出用メールアドレスと同様）に、お問合せください。

申請・届出の電子化に係るお問合せ先（トラック事業者の場合）

福井運輸支局 輸送・監査担当 [cbt-fukui-yuso-truck@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-yuso-truck@ki.mlit.go.jp)

福井運輸支局 検査整備保安担当 [cbt-fukui-hoan-truck@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-fukui-hoan-truck@ki.mlit.go.jp)

- ・ 件名に、例えば、「【質問】〇〇〇の手続」や「【依頼】▲▲▲の手続きの様式データ」のように付記していただくと、対応がより円滑になりますので、ご協力ください。
- ・ 本文中に、問合せ内容と、事業者名、担当者名、連絡先（電話番号）を記載願います。